

# 子育て世帯のかたへ

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

### 児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって父または母と生計が同一でない子ども(18歳になった日以後の最初の3月31日まで。また、一定の障がいがある場合は、20歳まで。)を育てているかたや、子どもを育てている父または母に一定の障がいのあるかたに支給されます。

但し、次のような場合は、対象外です。  
 ・手当額を超える公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けられる場合  
 ・子どもが児童福祉施設など(母子生活支援施設などを除く。)に入所している場合

### 支給金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降加算額	6,110円 (1人につき)	6,100円～3,060円 (1人につき)

### 支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、1月(11月、12月分)、3月(1月、2月分)、5月(3月、4月分)、7月(5月、6月分)、9月(7月、8月分)、11月(9月、10月分)に2か月分ずつ支払われます。

### 特別児童扶養手当

一定の障がいのある子どもを育てているかたに支給されます。

但し、次のような場合は、対象外です。  
 ・子どもが障がいによる公的年金を受けられる場合  
 ・子どもが児童福祉施設などに入所している場合

### 支給金額

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

### 支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

### ☆所得制限について

申請するかたやその配偶者及び同居など、生計を同一としている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給に制限があります。

## 児童手当の手続きはお済みですか？

児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに支給されます。現在、受給しておらず、支給対象となる場合は、子育て支援課(公務員のかたは勤務先)で手続きをしてください。

### 支給金額 所得制限限度額(※) 未満の場合

- 3歳未満…15,000円
- 3歳以上小学校修了前…【第1・2子】10,000円  
【第3子以降】15,000円
- 中学生…10,000円
- 所得制限限度額(※)以上の場合、年齢に関係なく児童1人あたり…5,000円

### 支給時期

年3回、2月・6月・10月の各月5日にそれぞれの月の前月分まで(4か月分)がまとめて支給されます。

### 現況届

毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。

### 所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

## 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

低所得の子育て世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による支出増加を勘案して、申請により給付金が支給されます。

### 対象者

18歳年度末までの子または令和3年4月～令和4年2月末生の新生児の養育者で、次のいずれかに該当するかた

### (1) ひとり親世帯

- ・公的年金などを受給することで児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったかた(児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかたに限る。)

### (2) ひとり親世帯以外

- ・令和3年度の住民税均等割が非課税のかた
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が急変し、住民税均等割が非課税となる水準に下がったかた
- ※20歳未満の障がい児の養育者も対象

### 支給額

児童一人当たり 5万円

### 申請期限

2月28日(月)



## 子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

### 対象者

- ①令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生の児童を養育するかた
- ②令和3年9月分の児童手当を受給した公務員のかた
- ③令和3年10月1日～令和4年3月31日生の新生児を養育するかた

18歳までの児童を養育し、生計を維持する程度の高いかたの所得額が児童手当の所得制限限度額未満のかたに限る。

### 支給額

児童一人当たり 10万円

### 申請期限

- ①及び②2月28日(月)
- ③4月15日(金)

### お詫びと訂正

広報しらおか1月号19ページの本給付金の支給額に誤りがありました。お詫びして訂正します。

誤：5万円

正：10万円

### 申込み・問合せ

子育て支援課子ども給付担当 ☎0480(92)1111 内線153・155



## 就学援助制度を

「就学援助」は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者のかたに、学校給食費、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

この制度の利用を希望されるかたは、毎年度の申請が必要です。

### 対象となるかた

市内在住で、市内の小・中学校に通う児童生徒の保護者のうち、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ① 令和4年度に次のいずれかの措置を受けたかた  
 ・生活保護の停止または廃止 ・児童扶養手当の受給 ・世帯全員の住民税が非課税
- ② 保護者と生計を同一とする世帯員全員の前年の所得額が、生活保護基準の1.3倍以下であるかた
- ③ その他災害、病気などの理由により、教育委員会が特に必要と認められたかた

### 受付期間

令和4年4月1日から援助を受けたいかたは、次の期間内に申請してください。

**令和4年3月1日(火)から令和4年5月2日(月)まで**

※この期間を過ぎて申請した場合、申請した月の翌月から援助開始となります。

※令和3年度に認定を受けているかたも、令和4年度分については、改めて申請が必要です。



### 申込み・問合せ

教育指導課学務担当 ☎0480(92)1111 内線264・265

<http://www.city.shiraoka.lg.jp/2927.htm#enjo>

## ご存じですか？



### 支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、9月、1月、3月に援助費が支払われます(保護者が指定した口座に振込みます)。

### 援助内容・年間支給限度額

(※令和3年度の支給額)

支給項目/対象学年・限度額	小 学 校		中 学 校	
	対象学年	限度額	対象学年	限度額
学用品費・通学用品費	1学年	11,630円(年額)	1学年	22,730円(年額)
	2～6学年	13,900円(年額)	2～3学年	25,000円(年額)
校外活動費(宿泊なし)	全学年(参加者)	1,600円(1回)	全学年(参加者)	2,310円(1回)
校外活動費(宿泊あり)	5学年(参加者)	3,690円(1回)	1～2学年(参加者)	6,210円(1回)
新入学児童生徒学用品費	1学年	51,060円(年額)	1学年	60,000円(年額)
	(4月1日から援助開始のかたが対象となります。)		(4月1日から援助開始のかたが対象となります。)	
修学旅行費	6学年	(参加者・実費)	3学年	(参加者・実費)
学校給食費	全学年(学校に支払った実費)			
スポーツ振興センター災害共済掛金	全学年(加入者)		460円	